

一般社団法人令和防災研究所 定款

令和2年 7月 9日 定款作成

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人令和防災研究所と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、防災に関する研究と、防災士制度の促進による防災知識の啓発と情報発信を目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 防災に関する研究
2. 防災に関する情報の収集と提供
3. 防災に関する啓発
4. 防災士制度及び防災士活動の強化に資する活動
5. その他この法人の目的達成に必要な事業

第2章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の社員となつた者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員は、総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

2 社員がすでに支払った入会金及び会費その他の拠出資産は、これを返還しない。

(任意退社)

第8条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第3章 総会

(構成)

第11条 この法人において、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人法」という。）上の社員総会を総会と称し、総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 社員の除名
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 理事及び監事の報酬等の額
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第 13 条 定時総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催するほか、臨時総会を必要に応じて開催する。

2 総会は、理事会の決議に基づき、代表理事である理事長が招集する。理事長に事故があるときは理事会で定めた理事が招集する。

(議長)

第 14 条 総会の議長は、理事長とする。理事長に事故があるときは、総会において議長を選出する。

(議決権)

第 15 条 総会の議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 16 条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 社員の除名
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 17 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第 4 章 役員

(役員の種類及び定数)

第 18 条 この法人には次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上
- (2) 監事 1 名以上

- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事長をもって一般社団法人法上の代表理事とする。理事長はこの法人の活動及び事務を統理する。
- 3 理事のうち1名を所長とする。所長はこの法人の研究活動を統理する。

(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び所長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長、所長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(役員任期)

第21条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときには、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第5章 理事会等

(理事会の設置)

第23条 この法人に、理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事長及び所長の選定及び解職

- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) その他この法人の運営に必要な事項

(招集)

第 25 条 理事会は、理事長が招集する。理事長に事故があるときは、所長または業務執行理事が理事会を招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議)

第 26 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、その決議に特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第 27 条 理事が理事会の決議の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 28 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(事務局)

第 29 条 この法人の事業に関する事務を処理するため、事務局を置く。

(研究員)

第 30 条 研究業務の遂行のため、研究員を置くことができる。

- 2 研究員は、主席研究員、主任研究員、研究員、客員研究員とする。
- 3 研究員は所長が任命する。

第 6 章 資産及び会計

(事業年度)

第 31 条 この法人の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月末日までの年 1 期とする。

(剰余金の不分配)

第 32 条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産の帰属)

第 33 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 34 条 この定款を変更するときは、総会の決議を経なければならない。

(解散)

第 35 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 36 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 9 章 附則

(設立時社員の氏名及び住所)

第 37 条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

東京都中野区新井一丁目 3 5 番 8 号

青山 侑

東京都杉並区荻窪三丁目 1 4 番 2 号 ロイヤル荻窪 3 0 2

早坂 義弘

埼玉県川越市新宿町五丁目 1 5 番地 2 8

橋本 茂

東京都千代田区永田町二丁目 9 番 8 号

玉田 豊徳

(設立時の役員)

第 38 条 この法人の設立時代表理事、設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時代表理事（理事長）	青山 侑
設立時理事	青山 侑、早坂 義弘、橋本 茂
設立時監事	玉田 豊徳

(設立時の主たる事務所)

第 39 条 この法人の設立時の主たる事務所は、次のとおりとする。

主たる事務所 東京都千代田区平河町二丁目 7 番 4 号砂防会館別館 A 7 階

(最初の事業年度)

第 40 条 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から令和 3 年 8 月 31 日までとする。

(定款に定めのない事項)

第 41 条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人令和防災研究所を設立のため、設立時社員 4 名の定款作成代理人である司法書士永淵圭一は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和 2 年 7 月 9 日

設立時社員	青山 侑
設立時社員	早坂 義弘
設立時社員	橋本 茂
設立時社員	玉田 豊徳

上記設立時社員の定款作成代理人

東京都台東区東上野二丁目 14 番 8 号ベルナハイツ 302

司法書士 永淵圭一